

温室効果ガス算定排出量の報告等に関する命令の一部を改正する命令案について

温室効果ガス算定排出量の情報が公にされることにより、排出者の権利利益が害されるおそれがあるとして、当該排出者が事業所管大臣に請求するための様式を定める。

算定・報告・公表制度における公表・開示・権利利益の保護請求

公表

- ・ 特定排出者（温室効果ガスの報告義務がある多量排出事業者）は、事業所別・温室効果ガス別の算定排出量を、事業所管大臣に対して報告することが義務づけられている。
特定輸送排出者は事業者別に報告
- ・ 事業所管大臣は報告された事項について集計し、その結果を環境大臣及び経済産業大臣に対して通知する。
- ・ 環境大臣及び経済産業大臣は通知された事項について事業者別、業種別及び都道府県別に集計し、その結果を公表する。

開示

- ・ 環境大臣及び経済産業大臣は、事業所管大臣から通知された事項（事業所別・温室効果ガス別の算定排出量）を、電子計算機に備えられたファイルに記録し、ファイルに記録された事項（「ファイル記録事項」）のうち事業所管大臣に係るものを通知する。
- ・ 主務大臣（環境大臣、経済産業大臣及び事業所管大臣）は、ファイル記録事項について、請求に応じ、個別に審査を行うことなく全て開示する。

権利利益の保護請求

- ・ 報告に係る算定排出量の情報が公にされることにより、特定排出者の権利、競争上の地位その他正当な利益(権利利益)が害されるおそれがあると思料するときは、当該特定排出者は事業所管大臣に対して、排出量の報告と併せて、当該情報を環境大臣及び経済産業大臣に対して通知しない旨を請求することができる。
- ・ 当該請求が認められた場合、事業所管大臣は当該情報について環境大臣及び経済産業大臣に対して通知せず、ファイルへの記録も行われぬ。
- ・ 統一的な運用を行い制度の公平性を保つため、権利利益の審査基準(審査基準)は行政手続法(平成5年法律第88号)の規定に基づく審査基準とし、事業所管大臣間の申し合わせとして定める。

改正命令案の内容

事業所管大臣が、権利利益の保護請求について、審査基準に基づき効率的かつ迅速に処理を行うため、報告命令を改正し請求に係る様式を定めることとする。

施行期日等

この命令は、公布の日から施行する。なお、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成17年法律第61号)は平成18年4月1日から施行され、特定排出者による温室効果ガスの算定は開始されている。一方、報告が実際に開始されるのは本年4月2日。